別表第一の三十七の表地方環境事務所の項中「三種」の下に「（人事院が別に定める場合にあつては一種又は二種）」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年四月一日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―三〇―八四

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第六号中「調査」の下に「（路線を定めて一定の日時により航行する航空機に搭乗して行うものを除く。）」を加える。

第二十八条の三第一項第二号を次のように改める。

二　海上保安庁に所属する職員のうち人事院の定める職員が自衛艦等に乗り組んで海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第二条に規定する海賊行為（以下「海賊行為」という。）から船舶を護衛するための業務に従事したとき。

第二十八条の三第二項第四号中「前項第二号(1)」を「前項第二号」に改め、同項第五号及び同条第三項を削る。

第三十一条第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第三十二条第二項の表高所作業手当の項中「作業に係るものに限る」の下に「。以下この表において同じ」を加え、同表坑内作業手当の項中「（第十七条第一項第二号の作業に係るものに限る。）」を削り、同表災害応急作業等手当の項中「道路上作業手当」を「道路上作業手当　山上等作業手当（第二十条第一項第二号の作業に係るものに限る。）」に改め、同表犯則取締等手当の項を削る。

第三十六条を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年四月一日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―一二三―一六

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

第三条第十号ニ中「地震火山部地震津波監視課精密地震観測室」を「松代地震観測所」に改め、同条第十四号イ中「地域原子力規制統括管理官事務所」を「地域原子力規制総括調整官事務所」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○金融庁・国土交通省告示第一号

不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第四十九条第三項及び不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省・建設省令第二号）第十五条第三項の規定に基づき、不動産特定共同事業者名簿、特例事業者名簿その他の書類に係る不動産特定共同事業者名簿等閲覧所の閲覧規則を次のように定める。

平成二十六年四月一日

金融庁長官　畑中龍太郎

国土交通大臣　太田　昭宏

不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則

第一条　不動産特定共同事業者名簿等閲覧所（以下「閲覧所」という。）における不動産特定共同事業者名簿、特例事業者名簿その他の書類（以下「名簿等」という。）の閲覧は、この規則による。

第二条　名簿等の閲覧時間は、午前九時三十分から午後四時三十分までとする。

第三条　閲覧所の定期休日は、行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律九十一号）第一条第一項各号に掲げる日とする。

第四条　名簿等の整理その他必要がある場合は、臨時に休日を設け、又は閲覧時間の短縮をするものとし、その旨を閲覧所に掲示する。

第五条　名簿等の閲覧は、無料とする。

第六条　名簿等を閲覧しようとするときは、備付けの閲覧簿に閲覧しようとする名簿等の件名、閲覧しようとする者の住所、職業、氏名及び年令その他必要な事項を記入しなければならない。

第七条　名簿等は、閲覧所の外に持出すことができない。

第八条　係員は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止又は禁止することができる。

一　この規則又は係員の指示に従わない者

二　名簿等を汚損若しくは毀損し、又はそのおそれがあると認められる者

三　他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

（告示の廃止）

2　不動産特定共同事業法施行規則の規定に基づき、主務大臣の許可を受けた不動産特定共同事業者に関する不動産特定共同事業者名簿その他の書類に係る不動産特定共同事業者名簿等閲覧所の閲覧規則を定める告示（平成七年大蔵省・建設省告示第二号）は廃止する。

○金融庁・国土交通省告示第二号

不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第四十九条第三項及び不動産特定共同事業法施行規則（平成七年大蔵省・建設省令第二号）第十五条第三項の規定に基づき、不動産特定共同事業者名簿、特例事業者名簿その他の書類に係る不動産特定共同事業者名簿等閲覧所の場所を次のように定める。

平成二十六年四月一日

金融庁長官　畑中龍太郎

国土交通大臣　太田　昭宏

一　北海道開発局長の設ける閲覧所

北海道札幌市北区北八条西二丁目札幌第一合同庁舎　北海道開発局事業振興部建設産業課内

二　東北地方整備局長の設ける閲覧所

宮城県仙台市青葉区二日町九―十五　東北地方整備局建政部計画・建設産業課内